

第 21 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年5月29日 (月)

熊谷市農業委員会

## 第21回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年5月29日(月)午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年5月29日(月)午前10時16分
- (3) 場 所 妻沼行政センター201会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 16名
- (2) 欠席数 3名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	欠	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	欠	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	欠	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画について

#### 報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第21回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、5番松本丈委員、9番閑野高広委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議長 議長一任の声がありましたので、8番大澤芳明委員、10番中川登美夫委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第21回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、4議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年5月18日、矢島君夫委員、手嶋茂春委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとな

っております。

議案番号2は、申請面積141㎡での価格は〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年5月8日、森宏志委員、川田久夫委員、農業振興課の柏木副課長が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件の案件につきましては、平成29年5月10日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課の柏木副課長が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年5月18日、矢島君夫委員、手嶋茂春委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年5月18日、矢島君夫委員、手嶋茂春委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。譲受人の住所地は〇〇となっておりますが、〇〇に住んでいる両親と一緒に営農をしております。この案件につきましては、平成29年5月18日、矢島君夫委員、手嶋茂春委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、申請面積468㎡での価格は〇〇万円です。こ

の案件につきましては、平成29年5月15日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局洪澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10と関連があります。また、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9と関連がありますので、この後、それぞれセットで同時に御審議いただきたいと思えます。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

( 異議なし の声あり )

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可

申請についての議案番号10を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

始めに議案説明の前に議案書資料について申し上げます。先月の農地部会において、柴田委員から議案書資料の被害防除等の項目で「雨水等の対策は農業委員会には権限はないのでないか。」との意見がありました。住宅など開発が伴う案件は開発部局など関係所管課が対応することになりますが、農地転用の許可基準として、周辺の農地への影響を生じることがないかということも審査の要件となっております。また、埼玉県農業会議の諮問案件についても、雨水・排水対策についても説明が求められているところです。以上のことから、引き続き参考という形で記載させていただきたいと思います。また、「被害防除等」から「その他概要」に訂正したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10については、2つの議案を1枚にした参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号1は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、671㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

農地法第5条の議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物は鉄骨造2階建てです。排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック積フェンスです。

4条の申請地は自家用車や軽トラックの置場として使用しているところと農家住宅敷地の一部として宅地利用されているところです。5条は所有者の娘世帯の住宅を建てる申請です。所有者の娘世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の許可を取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたところがあったため是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号10について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面には土地利用図が載せてあります、別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説



明について記述する。】

農地法第4条の議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は瓦製造工場既設1棟です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

農地法第5条の議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建て、宅地を含めた全体面積は302.69㎡です。排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枳を設置します。

4条の申請地は既に瓦製造工場敷地として使用しております。5条は所有者の孫娘世帯の住宅を建てる申請です。5条の申請地は4条の申請地と同様に瓦工場敷地として使用されてきた土地ですが、除却し、隣接する登記地目が宅地と一体で住宅を建てる申請です。所有者の孫娘世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の許可を取らずに瓦製造工場を敷地として使用していたところがあったため、引き続き瓦製造工場敷地として使用する部分と娘世帯の住宅を建てる敷地を分筆し、それぞれ申請が出されております。

議 長            事務局の説明が終わりました。  
                    本案件について、質疑、意見等を求めます。  
                    質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長            特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。  
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長            挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長

挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9、10以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.5kwです。周囲は新設のネットフェンスの計画です。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年1月6日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造平屋建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地です。建築物等は、木造2階建、宅地を含めた全体面積は457.43㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は一部既設と新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留めがあります。

議案番号6は、農地区分は2種農地です。建築物等は、木造2階建、宅地を含めた全体面積は499.07㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留めがあります。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は、鉄骨造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号9、10以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号84から409の326件であります。

総筆数は712筆、総面積は1,032,333.43㎡で、田は566筆883,341.43㎡、畑は146筆148,992㎡、賃貸借は505筆837,530㎡、使用貸借は207筆194803.43㎡です。設定の期間は、3年未満が4筆で、8,684㎡、3年以上6年未満が319筆354,124.43㎡、6年以上が389筆669,525㎡です。設定の区分は、新規の計画が255筆、398,022.43㎡で、再設定の計画が457筆、634,311㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、180件で448,692㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、17件で83,812㎡となっております。次に農地利用集積円滑化団体のJAくまがやを利用した借り受けは、43件で294,439㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、236件で全体の約72%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは86件で205,390.43㎡となっております。

以上、326件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案番号220については、〇〇〇〇委員が受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のとなっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議長

それでは、議案番号220の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号220について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長

挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に議案番号278については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。  
〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは、議案番号278案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号278について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。  
〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に議案番号284から290、303、304については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。  
〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは、議案番号284から290、303、304の案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号284から290、303、304について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

[ ○○委員は退席後、所用のため、そのまま農地部会を早退 ]

議 長 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号220、278、284から290、303、304以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号220、278、284から290、303、304以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

( 発言なし )

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
主査	大沢 昌徳
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
農業振興課主事	上田 彩香
大里行政センター主査	森 佳一

平成29年5月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

---

議 長 木 村 進

---

署名委員 大 澤 芳 明

---

署名委員 中 川 登美夫

---